

【新田小学校PTA規約】

第1章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、東京都江戸川区新田小学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2章 目的及び活動

第 2 条 本会は、学校と家庭と社会の密接な協力により、児童の健全な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的をとげるため、次の活動をする。

1. 良い保護者、良い教師になるため、研修しあう。
2. 学校と家庭との緊密な連絡によって、児童の校外活動を指導する。
3. 学校の教育効果をあげやすいように協力する。

第3章 方 針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針を堅持する。

1. 児童、青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政治、宗教並びに営利事業にはいっさい関与しない。
3. 他のいかなる組織や団体からも、干渉や支配を受けない。
4. 学校の問題について討議し意見を具申するが、直接に学校の管理や人事に干渉しない。

第4章 事 業

第 5 条 本会の目的達成のために次の事業を行う。

1. 学校と家庭、社会の連絡提携上必要な事業。
2. 児童及び会員相互の教育、娯楽に関する事業。
3. 学校年次行事に対する協力。
4. 学校施設の改善に対する協力。
5. 学校保健、給食に関する事業への協力。
6. 会員相互の慶弔に関する事業。
7. 児童、会員の福利厚生に関する事業への協力。
8. 本会の発展に功労のあった者の表彰。
9. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第5章 会 員

第 6 条 本会の会員は、次のいずれかに該当し、かつ加入意思を示した者とする。

1. 本校児童の保護者で、所定の手続きにより加入した者。
2. 本校教職員で、所定の手続きにより加入した者。

第6章 会 計

第 7 条 本会の経費は、会費その他の収入によって支弁する。

第 8 条 本会の会費は、次の通りとする。

1. 保護者会員のうち、会費納付を選択した者は、1 世帯年額 3,000 円とする。
2. 教職員会員については、PTA 加入が任意化されたことおよび職務上の性質を踏まえ、会費は徴収しない。

第 9 条 本会は、必要に応じ運営委員会の承認を経て特別会費を集めることができる。

第10条 本会の会計は会計監査を受けて、総会に報告しなければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 役 員

第12条 本会に次の役員をおき、会長職の任期は1年とする。但し再任はさまたげない。
選考された会長は公示し承認を得る。公示期間は1週間とする。

会 長 1 名

第13条 会長を除く役員は、新1年生、3年、5年児の会員の互選により各学級から2名選出する。
但し転入出、卒業にかかる場合は、1年以内任期もありうる。
年度途中、役員に欠員が生じた場合、会長は役員会において協議し、その補充を行う。
その補充にあたっては、運営委員会の承認を得るものとする。
ただし、役員会において補充の必要性を認めないときは、この限りではない。

1. 副 会 長 若干名（内1名は副校長）
2. 会 計 若干名（内1名は教職員）
3. 書 記 若干名（内1名は教職員）
4. 会計監査 若干名（内1名は教職員）

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会 長 会を代表して、会務を総括する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会 計 会計事務を処理し、この会の物品を管理する。
4. 書 記 会の議事を記録し、文書を保管し会の庶務を行う。
5. 会計監査 本会の経理を監査する。

第15条 本会は役員の推薦により、顧問および会長補佐をおくことができる。
顧問および会長補佐は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第16条 顧問は、会の重要事項について諮問に応ずる。

1. 会長補佐は会務の総理を補佐する。
2. 顧問および会長補佐は、運営に関わる意思決定権は無いものとする。

第8章 会 議

第17条 （総会）総会は、本会の最高の議決機関であって、予算・決算の審議、役員の選出、規約の改

正、その他必要な事項を審議する。総会を集会形式で開催する際の定足数は会員の2分の1とする。総会をオンライン形式で開催する際、告知後に96時間以上の回答期間を確保することを成立要件とし、定足数は定めない。

1. 定期総会 毎学年ははじめより2カ月以内に開催する。

2. 臨時総会 随時、必要に応じて開催する。

第18条 (委員総会) 委員総会は、総会に次ぐ審議機関で、役員、委員をもって構成し、随時開催する。

第19条 (運営委員会) 運営委員会は、役員、専門委員会、特別委員会正副委員長をもって構成され、この会の運営に当たる。

第20条 (専門委員会) 専門委員会は、次の3部門とし、会務の執行に当たる。

学級委員会・広報委員会・校外委員会

第21条 (特別委員会) 特別委員会は、次の2部門とし、会務の執行にあたる。

新田小おまつり実行委員会、学校行事委員会

第22条 すべての会議は、出席者の過半数をもって決議し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第23条 校長はすべての会議に出席して協議助言することができる。

第24条 本会には、必要に応じて特別委員会をおくことができる。特別委員は会長が運営委員会に
はかって指定する。

第9章 学級PTA

第25条 学級PTAの構成は次のとおりとする。

1. 学級PTAは、各学級毎に全会員によって構成する。

2. 学級PTAは、それぞれの特性に応じて家庭と担任との連絡、協議並びに親と子の交流を図ることを目的とし、必要に応じて随時開催する。

第10章 専門委員会

第26条 専門委員の選出、所属、任期は次のとおりとする。

1. 委員は、新1年、3年、5年児の会員の互選により各学級から選出する。

但し、転入出、卒業にかかる場合は、1年以内任期もありうる。

2. 委員は、第20条に定められた専門委員会の構成員となる。

第27条 各専門委員会の任務は次のとおりとし、各専門委員会には互選により、委員長1名、副委員長2名(内1名は教員)を置く。

1. 学級委員会 学級PTAの代表として学級をとりまとめる。

会員の教養を高めるための事業並びに福利厚生と健康増進の事業を企画実施する。

2. 広報委員会 会報を発行して本会並びに学校教育全般の活動を会員に知らせ、併せて会員相互の意見の交換を図る。

3. 校外委員会 学校及び地域の教育環境の改善を図りつつ、児童の健全にして安全な校外生活の充実に努める。

「防犯ステッカーこども110番」活動の展開、パトロール等の企画・運営を行う。

第28条 各専門委員会の事業計画中、重要なものは運営委員会の承認を受ける。

第11章 特別委員会

第29条 特別委員会の選出、所属、任期は次のとおりとする。

1. 委員は、新1年、3年、5年児の会員の互選により各学級から選出する。

但し、転入出、卒業にかかる場合は、1年以内任期もありうる。

2. 委員は、第21条に定められた特別委員会の構成員となる。

第30条 各PTA行事実行委員会の任務は次のとおりとし、各PTA行事実行委員会には互選により、委員長1名、副委員長1名以上を置く。

1. 新田小おまつり実行委員会

例年5月に行われる「四季の道・ふれあいフェスティバル」への出店企画・運営を行う。

また、例年8月に行われる「新田町会盆踊り」への出店企画・運営をおこなう。

親子まつりの企画・運営を行う。

2. 学校行事委員会

運動会、学習発表会、展覧会、音楽会、学校公開などで受付等の学校への協力を行う。

第12章 付 則

第31条 原則として全ての会員は第7章第12条、13条に定める役員会、または第10章第27条に定める専門委員会、または第11章第30条に定める特別委員会のうち、いずれかに属する。

第32条 この会には、次の帳簿を備える。

規約 会員名簿 会計帳簿 記録簿 財産目録

第33条 会長は本会の主旨にのっとり細則及び内規を定めることができるが、細則及び内規の改廃は運営委員会において、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第34条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第35条 この規約は、昭和56年9月11日より実施

昭和60年4月1日第14条一部改正実施

平成4年4月24日第14条改正、第8・9・10章一部改正

平成13年4月21日第8・9・10章一部改正

平成15年4月26日第8・9・10章一部改正

平成16年2月28日第8・9・10・11・12章一部改正

平成23年1月29日第7・8・9・10・11・12章一部改正

平成27年11月14日第6章一部改正

令和3年4月18日第8・10章一部改正

令和3年4月18日第8・10章一部改正

令和5年4月22日第10章一部改正

令和6年1月10日第11章一部改正

令和6年3月2日第2・5・6章一部改正

令和6年5月11日第8章一部改正

令和7年6月7日 第5章会員、第6章会計、第7章役員一部改正